

03【平成24年3月議会 代表質問】

「政策グループあびこ」 内田美恵子

大綱 1. 持続可能な市政経営のための基盤整備

(1) 人口分析

ア. 人口減少社会に突入したのか？

今年の1月1日現在の総人口は、13万5,488人、昨年1月1日と比較すると729人の減少となりました。

これまでの人口推計では、早くも平成24年、遅くも平成30年、平均して平成27年をピークに我孫子市の人口は減少しはじめると予測されていましたが、平成23年の8月に13万6千人台を切り、その後、減少傾向が続いています。

日本の国は、すでに平成17年をピークに人口の減少が始まっていますが、我孫子市も構造的な人口減少社会に突入したのでしょうか？市の見解をお聞かせください。

イ. 大幅な人口減少の原因は？

千葉県の調査では、今年1月1日現在の県の人口は対前年比0.2%減となり、戦後初めて減少に転じたとの報道がありました。

その内訳は、転入から転出を引いた社会減が減少幅の9割以上を占め、県内から県外への転出数は約14万2千人と前年度比で3.7%増えているそうです。

そして2011年の住民基本台帳人口移動報告データによると、転出数の伸び率が最も大きかったのは福岡県や宮崎県など九州・沖縄地方で、9,557人が千葉県から移動したことが明らかになり、東日本大震災や原発事故の影響が大きい東北や関東への転出を避けたとみられています。

市の大幅な人口減少の原因は、ホットスポットとなった放射能汚染の影響なのか、或いは液状化の被災地となった影響なのか、また、構造的な人口減少社会が始まったためなのか、市の分析をお聞かせください。

ウ. 転入・転出等についての任意の窓口アンケート

住宅都市として発展してきた我孫子市にとって、人口の増減や人口構成は市政経営に重大な影響をもたらします。最近の大幅な人口の減少は、持続可能なまちを創るために、子育て世代の定住化策に力を入れてきた我孫子市にとって、大変深刻な問題です。

基本構想や基本計画の策定にあたっては、基礎資料としてコンサルに委託し人口推計等が行われますが、可能であれば日常的に人口動態を把握したいものです。

そのための方策として、転入・転出届を受理する際、ご協力いただける方には、年齢・性別、転入・転出の理由、どこから来たのか？どこに行くのか？我孫子市の良かった点、悪かった点等、任意のアンケートをお願いし、人口動態などの資料にすることを提案したいと思います。

(2) 基礎データの収集、分析、将来予測とその活用のための庁内体制の整備

人口だけでなく市政経営に影響をもたらす要因はいろいろありますが、その一つが高齢化の急速な進展です。

高齢化に伴い社会保障費が激増しています。特に生活保護費の伸びは顕著で、平成24年度予算では対前年度比約3億4千万円増大していますが、何故、増えたのか、基礎データの収集と分析が必要です。

また、一般会計から特別会計への繰り出し金も増えています。制度改革などの不確定要素はありますが、今後の国民健康保険や介護保険特別会計への一般会計からの繰出金のシミュレーションも、今後の財政運営を考える上で重要だと考えます。

様々な市政に関する基礎データをどこで収集し、どこで分析し、どこで将来予測をするのか、担当を明確にする必要があります。

また、これらの基礎データの分析に基づいて、今後のまちづくり戦略を練る部署の整備も必要になると考えます。見解をお示してください。

(3)「大学などと連携・協働によるまちづくりの推進」

ア. 平成 20 年 3 月議会の提言の検討状況

これから地方分権が本格化する中で、自治体は財政的自立と同時に、政策的自立が求められ、その経営能力が問われています。

これからは、いかに地域の特性や社会資源を活かすかがポイントですが、地域の大学等の知的資源や人的資源を積極的に活用し、協働してまちづくりをすることが重要であると考えています。幸いなことに、東葛地域には柏の葉を中心にたくさんの大学があります。

お隣の柏市では、以前、内閣府の地域再生本部の地域の知の拠点再生プログラムを活用し、柏の葉にある大学などと連携して地域再生計画を策定、推進しています。

また、平成 17 年には、東大、千葉大などとの連携協働による柏・流山地域のまちづくりが、第 10 次都市再生プロジェクトのモデル的事業となりました。

さらに、最近では、千葉県、東大、千葉大、三井不動産と連携し、柏の葉キャンパスシティの街づくりを通じて、社会的課題であるエネルギー・地球環境問題対策、超高齢社会対策、日本経済再生という 3 つの重点テーマを掲げ、「スマートシティ」「健康長寿都市」「新産業創造都市」の実現を目指しています。

この街づくりは、日本経済団体連合会「未来都市モデルプロジェクト」に選定され、「公・民・学の連携」によって市民参加型の社会実験を繰り返しながら、次世代都市のモデルづくりが進められています。

柏市とは規模の違いはありますが、放射能汚染対策や超高齢社会への対応など、共通する課題はたくさんあります。我孫子市においても市内の大学だけでなく広域的な大学などとの連携・協働が必要であると、平成 20 年 3 月議会で提言し、検討するとのご答弁をいただいておりますが、その後の検討状況をお聞かせください。

イ. 「大学コンソーシアム東葛」の活用について

以前、「大学コンソーシアム柏」を紹介した際、3 つの具体的連携メニューを提案しました。ひとつは、柏の葉キャンパスにある千葉大学予防医学センターとの連携による介護予防や病気にならない生活のあり方、また、東京大学気候システム研究センターとの連携による地球温暖化条例などの検討、そ

して、松戸市の聖徳大学児童学研究科や臨床心理学研究科との連携による虐待防止プログラムの開発などです。

この提案に対して、先ず市内各課で研究し、「大学コンソーシアム柏」の中で検討できたらよいと考えているとのご答弁をいただいておりますが、その後の検討状況をお聞かせください。

また、平成 18 年に柏市が東葛地域の 10 大学に呼びかけて設立した「コンソーシアム柏」は、平成 23 年に活動範囲の拡大を受けて、「大学コンソーシアム東葛」と名称を変更しました。その際、オブザーバーであった我孫子市も正式に加盟しています。

「コンソーシアム」とは、個々では実現できない目的を実現するために、複数の団体等が共同で形成するネットワークのことで、まちづくりの様々な分野で民産学官の連携交流を深めて、大学と地域社会が共に発展できる体制をつくろうとするものです。

先ずは、柏市のように、最近の最重要課題である放射能汚染対策や自然エネルギー推進策などについて、大学などの持つ知的資源、人的資源を積極的に活用すべきであると考えます。

2. 豊かな公共の構築

(1) 地域コミュニティの再構築

先の基本構想の見直しでは、「地域コミュニティの再構築」が重要な見直しの視点となっていました。

そして、改正後の基本構想では、「構想の実現に向けて」のなかに、「地域コミュニティづくりの推進」という新たな項目を設け次のように記述しています。

「市民とともに、地域の状況を踏まえながら、多様な主体が相互に理解し合い連携するしくみや、活動の担い手づくり、市民と行政の役割分担など、地域コミュニティを活性化していくための基本方針を明らかにし、それぞれの地域にあったコミュニティづくりをすすめます。」

この基本構想を受け、第2次基本計画(後期計画)案では、「地域コミュニティ活性化基本方針の策定」を掲げています。

しかし、総合計画審議会委員の意見にもあるように、地域コミュニティ活性化基本方針の具体策が示されていないため、地域コミュニティをどのように活性化していくのか、どのようにまちづくりに役立つコミュニティにしていくか全く見えてきません。

「地域コミュニティの再構築」は、難問山積のこれからの厳しい時代を乗り越えるために不可欠であると考えています。そこで、何点かお尋ねします。

ア. これまでの我孫子市のコミュニティ施策の検証と地域コミュニティについての市の現状認識

基本方針の策定にあたっては、これまでの市のコミュニティ施策の検証が前提となります。

平成元年に策定された「我孫子市コミュニティ整備計画報告書」には、それまでのコミュニティ施策の問題点とその要因がまとめられています。

問題点の主なものは、コミュニティ組織とまちづくりとの関係について、具体的にどこにどのような役割と性格を持たすのかが明確でないこと。

その要因としては、コミュニティ施策が、施設整備を中心として進められてきたため、コミュニティ形成＝ヒトづくりが重視されなかったことをあげています。

そして、今後のコミュニティ施策を展開するにあたって、“まちづくり”への展開、近隣センターを拠点としたコミュニティの形成など、6つの基本的

な考え方を提示しています。

我孫子市は、20 数年間この基本的考え方に基づいてコミュニティ施策を展開してきました。まずは、6つの基本的な考え方の検証をすべきであると考えます。

何がどこまでできたのか、できなかったのか。できなかった要因と今後の課題は何か。また、そもそも基本的な考え方は妥当であったのか、検証結果をお示してください。

また、「地域コミュニティの再構築」を基本構想の見直しの視点として掲げるに至った地域コミュニティについての市の現状認識をお聞かせください。

イ. 我孫子の目指す地域コミュニティ像

日本において、コミュニティという言葉が普及するようになったのは、昭和40年代後半であるといわれています。

また、我孫子市においてコミュニティという用語が初めて登場したのは、昭和48年に策定された「基本構想」の中の『市民生活に密着したコミュニティ施設の整備を促進』というフレーズであるといわれています。

我孫子市でも、およそ40年も前からコミュニティという用語を使っていたことにはなりますが、解っているようで解らないのがコミュニティの定義です。コミュニティとはいったい何なのでしょう？

「我孫子市コミュニティ整備計画報告書」では、我孫子市のコミュニティ像を次の様に定義しています。

「少しでも「住む」環境を改善し、自分に適したものにしようとするならば、居住している地域の中で集団的に解決しなければならない。これは、居住条件を集団的に民主的に解決していく、自主性を持った地域の改善活動、地域自治の原点に発展していくであろう。こうした地域の改善活動(まちづくり運動)を我孫子市のコミュニティと定義する。」

この報告書の策定から20年以上が経過し、自治体を取り巻く環境は激変していますが、基本方針の策定にあたり、行政としては、これからのコミュニティ像をどのように考えているのか、お聞かせください。

ウ. 「地域コミュニティ活性化基本方針」の策定スケジュールと策定手法、体制について

平成24年度予算に計上され、これから基本方針の策定に取り掛かることとなります。今後の策定スケジュールをお聞かせください。

また、基本方針の策定にあたり、(仮称)「地域コミュニティ活性化基本方針策定委員会」が設置されると伺っています。その位置づけ、目的、メンバー構成等、委員会の概要をお聞かせください。

また、策定委員会の他に市民や各種団体等と、地域という公共空間を誰がどのように担っていくのか、住民の役割、市の役割は等、これからの地域コミュニティのあろうべき姿を十分に討議していただく場を設けることが必要だと考えます。

さらに、地域コミュニティの活性化は市の最重要課題のひとつであり、基本方針の策定にあたっては、全庁横断的な体制が必要であると考えます。

そして、担当課である市民活動支援課が、地域振興と市民活動支援に分かれている現体制についても検討が必要であると考えます。見解をお示してください。

エ. 地域コミュニティづくりについての新しい仕組みの検討・導入

我孫子市では40年以上も前からコミュニティという用語を使い、20年以上も前から、コミュニティとは地域の改善活動、まちづくり運動であり、地域自治の原点であると捉えていたにもかかわらず、地域での共同意識はますます希薄になり、活動の担い手不足も続いています。

こうした状況の中で、我孫子市は超高齢社会に突入し、地域には様々な課題が山積しています。どこの自治体にとっても、いかにコミュニティを活性化して超高齢社会を乗り越えていくのか大きな課題であり、各地で様々な取り組みが行われています。

そのひとつが名張市の「ゆめづくり地域予算制度」であります。この制度は、地区公民館を単位とする地域で、住民主体の「地域づくり組織」がまちづくり活動を行うことに対して、住民が自由に使うことができる「ゆめづくり地域交付金」を交付し、住民主体のまちづくり活動を支援しています。

また、最近では松阪市の取り組みも注目されています。それは、市民に役割と責任を持ってもらい市民が主人公のまちづくりを進めるため、平成24年4月までに全地区(43地区)に住民協議会を設立してもらい、地域づくりを

担ってもらおうという取り組みです。

住民協議会とは、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自立的にまちづくりを行う組織です。松阪市は住民協議会の設立促進のため、協議会設立当初だけ、1協議会に対して50万円の設立促進支援補助金をだしています。

そして、さらに、協議会の活動を応援するため、使い道を限定した補助金を廃止して、住民に地域の課題に優先順位をつけて使い道を決めてもらう「交付金」に切り替えていくことを計画しています。

そして、行政の役割は、市民に常に寄り添い最大限の効果をひきだせるようにすることだとして、協議会にアドバイスできる専門職員の配置を検討しています。

名張市や松坂市のような先進自治体の仕組みを参考にして、未来を見据えた地域コミュニティ活性化のための新しい仕組みを積極的に検討・導入していただきたいと思います。市の見解をお聞かせください。

(2) 市民との協働の推進

我孫子市の基本構想の「構想の実現に向けて」の冒頭は、“まちづくりの主役は市民です”というフレーズで始まります。

そして、「市民と市が協働ですすめるまちづくりの推進」という項目を最初に掲載しています。まさに、「市民との協働のまちづくり」は、我孫子市の市政経営の大原則であります。

ア. 「市民との協働のまちづくり」についての市の見解と役割

現基本構想の施行から10年が経ち、当時と比べ社会状況はますます厳しくなっています。

特に高齢化の急速な進展によって、我孫子市は平成21年に高齢化率21%を超え「超高齢社会」に突入しました。そして、来年には(高齢化率24.8%と)およそ4人に1人、10年後には、およそ3人に1人が65歳以上になると予測されています。

独居高齢者や高齢者世帯の増加に伴い、安否確認や見守り、高齢者の居場所や傾聴、買い物支援や配食サービス、通院のための送迎や庭木の手入れ、介護予防や認知症予防、徘徊やひきこもり防止、高齢者虐待防止など、福祉面だけでも様々な公共サービスが求められています。

しかし、多様化した膨大なニーズに行政だけで対応することはできません。これまで以上に、様々な主体が公共の担い手となって、互いに支え合う豊かな公共を創っていくことが必要であると考えています。

そして、そのためにも、市民活動やボランティア活動、コミュニティビジネスや社会企業等が自治意識を持って公共の担い手となるよう支援することや活動しやすい環境をつくること、また、職員の協働意識を高めることは行政の役割だと考えます。「市民との協働のまちづくり」についての市の見解と市の役割についてお聞かせください。

イ. NPOの直面している問題点や課題についての市の認識は？

我孫子市では、将来を見据え、公共の担い手となる NPO 支援、コミュニティビジネス支援に力を入れてきました。その結果、現在、49の NPO 法人を含め約380の市民活動団体やボランティア活動団体などの NPO が、福祉や環境、教育、子育て支援、まちづくり、国際交流など、様々な分野で活動し、中には、公共サービスの担い手となっているグループもあります。

しかし最近、人的な問題や財政的な問題、メンバーの意識の問題など、様々な問題が顕在化し、NPO は以前に比べ元気がありません。

特に、担い手不足やメンバーの高齢化の問題、リーダーの後継者の不在等は深刻で、何10年もの間、活発に活動してきた団体でさえ継続が難しくなっています。

早急にこれらの課題を解決しなければ、これまで以上に NPO に期待されている公共サービスの担い手としての役割を担うことはできません。

しかし、今回策定された市の第二次基本計画(後期計画)の「協働のしくみづくり」の現状と課題のところには、NPO の抱えている問題や課題がほとんど触れられていません。市は NPO の直面している問題点や課題をどのように認識しているのか、お聞かせください。

ウ. 公共の担い手づくりー(仮称)ボランシカ大学構想と「ボランシカ初めの一步講座」

NPO の最大の課題は担い手不足です。新たな加入者の減少に伴い、ほとんどの NPO でメンバーの高齢化が進んでいます。

そのため、市民からの要望に十分に答えることができなかつたり、また、

今後の団体の存続とこれまで担ってきた公共サービスの継続が危ぶまれています。

市民活動サポート委員会は、このような現状に危機感を持ち、NPO等の担い手づくりの取り組みを始めました。それが((仮称)ボランシカ大学構想であり、『ボランシカ初めの一步講座』の開催です。

「ボランシカ」とは「ボランティア」と「市民活動」を合わせた我孫子独自の造語です。

『ボランシカ初めの一步講座』は、地域課題の中でも最もニーズが高く、担い手づくりが急務となっている「庭の手入れボランティア養成講座」と「オリジナル『まち歩きマップ』をつくろう！」の2つの講座を開催し、ボランシカ大学構想の参考にすると伺っています。

ボランシカ大学構想は、現在のところ、その詳細は未定ですが、市民が自ら地域課題を知り、課題解決のために主体的に活動できる人材の養成の場を作ろうという取り組みです。

公共の担い手づくりは、すでに様々な地域で始まっていますが、その中でも、平成18年に始まった『すぎなみ地域大学』は、大変参考になると考えています。

サポート委員会の構成員である市としても、協働のまちづくりを行う基盤整備の一環として、ボランシカ大学構想の実現に向けて、積極的に取り組んでいただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

オ. 寄付税制の改正の戦略的活用

平成23年4月1日に改正NPO法が施行され、それに伴いNPOの支援税制が変わり、6月30日から新寄付税制が施行されました。

今回の税制改正で、寄付者にとっては、認定NPO法人等に対する寄付金で「税額控除」が選択できるようになり、また、地方税の控除適用下限額が5千円から2千円になり、個人寄付者に対する減税が大幅に拡大しました。

また、NPO法人にとっては、これまで税制優遇を受けるためには国税庁の認定を受けて認定NPO法人になる必要がありましたが、改正によって各自治体が条例で「NPO法人」の中から個別に指定すれば、優遇税制が受けられるようになりました。

今回の改正は、寄付文化の定着をはかり、NPO等の活動資金の調達に幅を拡

げました。また、限定的ではありますが、税額控除により、自分の納めた税金の使い道を自分で決められることにつながり、住民自治の促進につながると考えられています。

さらに、税制優遇を活用した“こころざし”のお金“志金”として、寄付による市民の社会参画を促進したり、公共の課題解決を「行政」に任せるのか「NPO」等に任せるのか、選択可能な新しい社会システムの構築につながるといわれています。

我孫子市においても NPO 支援の一環として、今回の寄付税制の改正を戦略的に活用すべきだと考えますが、市の見解をお聞かせください。

大綱 3：放射能汚染対策について

(1) 放射性物質に対する市長と教育委員会の基本認識について

現在、市では「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、除染計画を策定しています。？

この計画では、国の原子力災害対策本部が出した「除染に関する緊急実施基本方針」に基づき、追加被曝線量を年間1ミリシーベルト以下にすることを目指しています。

また、除染にあたっては、「除染関係ガイドライン」に基づき、通常は高さ1m、小学生以下の子供が多く利用する場所については、50センチメートルでの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを目指しています。

そして、さらに市の独自の追加目標として、小中学校、保育園、幼稚園等、子どもが多く利用する施設においては、地上5センチメートルでも放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満とすることを目指しています。

この市の独自目標は、国際放射線防護委員会(ICRP)の「合理的に達成可能な限り被ばくを低減する」との放射線に対する防御の考え方に基づいて設定されたと私は認識しています。

もっと踏み込んで言えば、低線量の放射線の影響は専門家の意見も分かれるところであり、本当のところは誰にもわからない。しかし、「わからないからと言って安全だ」と決めつけることは大変危険なことです。わからないことこそ最悪な場合を想定して対処するのがリスク管理だと考えます。

今回の施政方針で市長は、「市民の健康と安全で安心な暮らしを守ることが、市長としての最大の責務」と明言されています。

今回の除染に関しても、これまでよく仰っていた「市民の不安を払拭するために」除染するというだけでなく、「より安全を確保するために」除染をするという基本的スタンスを持つことが重要だと考えます。市及び教育委員会の「除染に対する基本認識(スタンス)」をお聞かせ下さい。言い換えれば、「なぜ除染するのか？」についてのお答えください。

再質問

今回の除染について、「我孫子市程度の放射線量では大丈夫だ」との考えを

前提にすれば、「考えすぎだとは思いますが、心配する市民がいるから、その市民の不安を払拭するために除染する」ということになります。

そうではなく、「低線量の放射線の影響は専門家の意見も分かれるところであり、本当のところは誰にもわからない。ただ一致しているところは、追加被曝線量は少なければ少ない方がいい。そのため ICRP も放射線がこれ以下であれば安全だというしきい値を設けていない。」という前提に立てば、当然、より安全を担保するために除染を行う、そしてその結果として、市民の不安を払拭することにつながるという除染の基本認識になります。

我孫子市は、今回の除染計画に ICRP の放射線の防御の考え方を紹介し、子どもが多く利用する施設における市の独自目標を設定してくださいました。何故、国より厳しい基準を設定し、市の独自目標の部分に対しては時の独自財源を充てるとしたのか、それは、より未来を担う子どもたちの安全を守りたいとの強い意志ではないのですか。

「除染はより市民の安全を担保するために行う。そして、その結果、市民の不安が払しょくされる」という除染の意味を再認識していただきたいと考えます。お答えください。

(2) 放射性物質除染計画(案)に関わる市民との意見交換会について

2月24日と25日に、これまで要望が多かった市民との意見交換会がやっと実現しました。私も両日参加しましたので、何点かお聞きしたいと思います。

ア. 同席された放射線医学総合研究所の上席研究委員の発言内容と市の基本スタンスとの整合性について

上席研究委員の発言内容は、現在の市の基本スタンスと整合性は図れていたとお考えですか、お尋ねします。

イ. 開催しての感想(参加者の意見および参加人数)

当日参加者から出た意見についての感想をお聞かせください。

また、2日間合わせて50人と参加者が少なかったと思いますが、参加者数についての市の所見をお聞かせください。

ウ. 多くの市民に参加していただくための工夫

参加された方からも意見がありましたが、出来るだけ多くの市民に参加していただくために、開催の日時・場所・告知方法や託児所の設置など見直す必要性があったと考えますがいかがでしょうか。

エ. 今後も継続的な開催を

放射能汚染対策は長期的な取り組みになります。行政だけで出来ることではありません。市民と協働で取り組むことが必要だと考えます。

そのために、定期的に情報を共有し、信頼関係を築き、知恵を出し合う場が必要だと考えます。

できるだけ多くの市民に参加していただけるように工夫をして、継続的に改作していくべきと考えますが、市の見解をお聞かせください

(3) 放射性物質除染計画(案)を実施するに際しての諸課題

ア. 情報提供のあり方

これまでも、また先日の意見交換会でも情報提供のあり方については、多くの方から意見や要望がありました。

今後、市は除染提供をどのように改善していくのか、お聞かせください。

イ. 除染アドバイザーの養成と派遣

現在、除染アドバイザーを要請していると伺っています。そもそも除染アドバイザーとはどんな目的で要請しているのか、また、具体的にどんな仕事をしていくのか、どこに派遣するのか、派遣方法は等、除染アドバイザーの概要をお聞かせください。

ウ. 市民や自治会等との連携・協力のあり方

先の意見交換会でも、市民としてできることは協力していこうと思われながら参加された方が多かったと思います。如何に市民のそのような気持ちを活かして除染をできるだけ早く進めていくのか、市の考え方をお示しください。

(4) 手賀沼の放射性物質汚染対策について

昨年 11 月上旬に行われた環境省の「千葉県内の公共用水域における放射性

物質のモニタリング測定」で河川及び湖沼の汚染状況の有無が初めて明らかになりました。

水質に関しては、放射性ヨウ素・放射性セシウムのどちらも全地点において不検出となったものの、底質のモニタリングの結果は、大堀川出口でCS134が4300ベクレル、CS137が5400ベクレルと最高値が検出されました。

手賀沼においても、根戸下でCS134が1500ベクレル、CS137が1800ベクレル、以下、下手賀沼中央、手賀沼中央、布佐下の順で590ベクレルから380ベクレルの間の値が検出されました。

さらに、湖畔の土壌においても、下手賀沼付近でCS137が930ベクレル検出されるなど、手賀沼自体が少なからず汚染されていることが判明しました。

最近、都市濃縮の問題も指摘される所であり、注意深く観測する必要があります。

環境省に対し、継続的なモニタリング調査（平成23年11月）及び底質土壌（ヘドロ）の浚渫等、手賀沼および流域河川の除染対策を要望すべきだと考えます。

また、今後、除染について、近隣他市と統一見解をもって対応・実施しなければ、更に都市濃縮が進み、手賀沼の放射能汚染は取り返しのつかない展開になる可能性も否めません。

この問題に対する市の認識と取り組み及び関係行政機関に対する働きかけについて、市の見解をお聞かせください。